

栃木県薬物依存症対策事業について

H22.9.29

栃木県保健福祉部薬務課

1 事業の概要

(1)事業の概要

①再乱用防止教育事業

薬物依存症回復プログラムを利用した教育を行い、薬物に依存しない生活習慣を習得させ、社会復帰への支援を行う。

○対象者：初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者等

○教育実施機関：NPO 法人栃木 DARC（委託）

○尿検査：受講者に対し尿検査を実施（任意）

②家族会事業

薬物依存症について正しい知識をもち、薬物乱用者自身の回復や自立へ向けた支援の方法を講習会や家族ミーティングにより習得させる。

再乱用防止教育申込者の家族に対し面談を実施し、家族会への参加を勧奨する。

③相談窓口事業

健康福祉センター及び宇都宮市保健所に設置した薬物相談窓口において、薬物依存症者又はその家族等からの相談を受け、知識の普及や指導等を実施するとともに、再乱用防止教育事業、家族会事業の紹介を行う。相談者が参加する意思を確認したときは薬務課に連絡する。

④経過観察指導事業

再乱用防止教育修了者が再び不正薬物等に依存することなく社会生活を営み続けられるように定期的に経過観察指導を行う。

○経過観察指導期間：3年間

○経過観察指導方法：面談、電話等

(2)予算額

H22年度：5,066千円（国庫：5,005千円、県費：61千円）

2 事業の実績

(1) 再乱用防止教育事業

	申込者	参加者	尿検査
H21年度	13	10	3
H22年度（8月末現在）	8	5	1
計	21	15	4

	県 警	相 談	麻 取	計
H21 年度	10	2	1	13
H22 年度 (8 月末現在)	8	0	0	8
計	18	2	1	21

(2) 家族会事業

	H21 年度	H22 年度 (8 月末現在)	計
再乱用防止教育受講対象者の家族 (参加者数)	4	1	5

(3) 相談窓口事業

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
相談件数	182	282	321	314	212

(4) 経過観察指導事業

	H21 年度	H22 年度 (8 月末現在)	計
経過観察指導対象者数	1	2	3

3 今後の方針

平成 22 年度再乱用防止教育事業の変更点は次のとおりである。

- アンケート調査内容
- 参加時アンケート調査の実施
- 講習会使用テキスト
- 修了判定方法